

令和5年5月1日

生産者 各位

豊橋農業協同組合
営農企画課

国の肥料価格高騰対策事業の第2回申請（令和5年春肥）にかかる概要のご案内

日頃は、農協事業につきまして格別なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、見出しの件につきまして、4月25日時点の情報を下記のとおりご案内いたします。
申請を希望される方は、ご確認くださいませようご案内申し上げます。

記

1. 対象者 化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む販売農家
2. 対象期間 令和4年11月から令和5年5月までに購入した肥料
※令和5年春肥として使用し、請求金額の確定しているものが対象
3. 対象肥料 肥料法に基づく肥料（肥料法に登録されていない肥料は対象外）
※JAで取り扱う肥料についてはJAで精査を行います。
4. 支援内容 化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付されます。

$$\text{支援金} = \{ \text{当年の肥料費} - (\text{当年の肥料費} \div \text{価格高騰率} \div \text{使用量低減率 (0.9)}) \} \times 0.7$$

※価格高騰率は統計データを基に決定（春肥1.4）
5. 支援金目安 当年の肥料費が100,000円の場合、支援金14,444円になります。
（【第1回申請（令和4年秋肥）】と同様の内容）
6. 今後対応
 - ・受付開始は令和5年6月下旬予定。
 - ・5月配布の広報誌「みのり」にて情報を更新予定。
 - ・JA以外の肥料を申請される場合は、お手数ですが肥料販売店までお問合せください。

以上